

速記録

川上ダム建設事業の 関係地方公共団体からなる検討の場 (第5回幹事会)

日 時 平成25年3月1日(金)

午前 10時58分 開会

午前 11時47分 閉会

場 所 大阪合同庁舎1号館 第1別館 3階 第4会議室

[午前 10時58分 開会]

1. 開会

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、ただいまより第5回川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場幹事会を開催いたします。本日の司会進行をさせていただきます近畿地方整備局河川部長の〇〇でございます。また、同じく検討主体の水資源機構から〇〇関西支社長でございます。

○水資源機構 関西支社長

〇〇でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

座らせていただきます。

本日の幹事会出席者を紹介させていただきます。

三重県〇〇水資源地域プロジェクト課長でいらっしゃいます。

○三重県 地域連携部長代理

よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

同じく三重県の〇〇河川砂防課長でいらっしゃいます。

○三重県 県土整備部長代理

よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

伊賀市から〇〇建設部長でいらっしゃいます。

○伊賀市 建設部長

よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

それから、伊賀市、同じく〇〇水道部長でいらっしゃいます。

○伊賀市 水道部長

よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

京都府〇〇理事でいらっしゃいます。

○京都府 建設交通部長代理

よろしくお願ひいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

大阪府〇〇河川室長でいらっしやいます。

○大阪府 都市整備部長代理

よろしくお願ひ致します。

○近畿地方整備局 河川部長

摂津市の〇〇様でいらっしやいます。

○摂津市 土木下水道部長代理

よろしくお願ひします。

○近畿地方整備局 河川部長

奈良県の〇〇様でいらっしやいます。

○奈良県 土木部長代理

よろしくお願ひいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

報道関係の方にお願ひをいたします。撮影は以上までということで、よろしくお願ひしたいと思います。

2. 川上ダム検証に係る検討の内容

それでは、本日の議題は、パブリックコメントの結果について、及び利水参画者等への意見聴取結果についてであります。

資料の確認を事務局からお願ひします。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

まず、議事次第でございます。それと、座席表がございます。資料-1、パブリックコメントで資料-2です。資料の3でございます。利水参画者の意見で資料-4でございます。それと、参考資料といたしまして、寄せられた意見募集の結果すべてをコピーしたものでございます。それから、参考資料-2「川上ダムに関する検証・検討委員会について（伊賀市）」。以上です。

○パブリックコメントの結果について

○近畿地方整備局 河川部長

よろしいでしょうか。

それでは、最初に資料-1と、資料-2の「パブリックコメントの結果について」、事

務局から説明をお願いします。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

それでは、議事次第を見ていただければ、その3というところに、利水参画者であり、ダム建設予定地の伊賀市さんの方で独自に検証・検討委員会をつくられたと。私どもも伊賀市さんからの要請により委員会に出席させていただいているところでございます。また、伊賀市さんからは、「検討の場での結論を早期に出すよう進められたい。」ということで、ご意見をいただいております。今回、パブリックコメント、利水参画者の意見聴取結果がまとまりましたので、幹事会にお諮りする次第でございます。

資料-1をご覧ください。今回は12月13日に行い、この中で、〔オ〕の検証対象ダム事業の点検、それと中ほどですけれども、〔ク〕の概略評価による治水案の抽出、それと〔サ〕の新規利水、〔シ〕の流水の正常な機能、〔ス〕のその他として、既設ダムの堆砂除去など、目的別に2案から5案程度の概略評価を抽出しました。その目的別対策案以外に、他に具体的によい案はないかということで、意見募集を12月21日から1月21日、1カ月間行いました。今回、そのパブリックコメントがまとまりましたのでご紹介するとともに、どの案が新たに検討対象としてつけ加えるかというようなことについても、お諮りするものでございます。

次の裏のページをご覧ください。ダム検証の実施要領細目には、利水対策案につきまして、利水参画者等からの意見聴取をするよう定められています。今回、その分がまとまりましたのでご紹介するものです。

それでは、次に資料-2の方を説明をお願いします。

○近畿地方整備局 河川部河川計画課長

河川計画課長の〇〇でございます。それでは、パブリックコメントの結果について、ご説明をさせていただきます。

1ページは、意見募集及び意見募集結果の概要についてです。今回のパブリックコメントにおきましては、意見募集の対象といたしまして、これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案、また、目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見について、2つの観点で意見の募集の方を行いました。意見の募集は昨年12月21日から今年1月21日までの1カ月間、パブリックコメントの方を行って、結果といたしましては、36名の皆さんから今回の川上ダムのパブリックコメントについて、ご意見の方をいただいているところでございます。具体的な意見につきましては、その次のページから示させて頂いております。

次のページからは、パブリックコメントに寄せられた意見及び検討主体の考え方ということで、資料の方をまとめさせていただいております。パブリックコメントでいただいた意見につきましては、論点を体系的に整理の方をいたしましてまとめたものに対して、検討主体の考え方を示させていただくという形で示させて頂いております。

3ページがパブリックコメントにおきます治水に関するご意見と、検討主体の考え方を示させて頂いております。左側がご意見を踏まえた論点、右側が検討主体の考え方を示しています。いただいたご意見の中で治水に関する部分に関するご意見については、いただいた意見を段落ごとに同じようなカテゴリーにまとめさせていただいております。一番上にあるご意見につきましては、今回の洪水対策を考えるに当たっては、河道掘削では対応できず、川上ダム建設でしか解決できないであるとか、川上ダムを建設しない代替案では上野遊水地への負荷がかかり過ぎるなどのご意見の方をいただいております。

こちらについての検討主体の考え方といたしましては、今まで議論をしてきたところではございますが、検討の手順や手段をまとめました「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」という細目に基づき、河川整備計画において想定している目標、これと同程度の目標を達成できるような代替案を複数案検討いたしまして、実現性や事業性の観点から検討を行っているというところでございます。

続きまして、いただきましたご意見の2つ目の段落になります。こちらにつきましては、2つ目の段落の1ポツ目、2ポツ目につきましては、代替案として活用可能な利水容量を活用して操作ルールの適正化も含めて洪水調節を行うべきだという意見。また、次のポツは河道掘削についてのご意見ですが、島ヶ原地点や木津川の三重県の管理区間におきまして、河道掘削や樹木伐採、引堤、堤防強化等を行う対策を行うべきというご意見。また、その次のポツについては、全体を通してのご意見ですが、河道内の樹木の整理、河道掘削を行うべきというご意見。このようなご提案の方をいただいているところでございます。こちらにつきましては、検討主体の考え方の部分で示させていただいておりますが、ダムの有効利用という観点での利水容量の買い上げや河道掘削については、先ほどの実施要領細目にもありましたが、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成できるような代替案の立案を、利水容量の買い上げ、河道掘削、これらの観点で立案の方を行っております。前回の幹事会において概略評価を行ったところですが、これらの中にも河道掘削、そして利水容量の買い上げ、これらの選択肢については代替案の中に含んで検討をさせていただいているところでございます。また、ダムの操作ルールにつきまして

も、代替案として活用可能な利水容量の実際の活用の中で、適正なダム操作についても検討しているところでございます。また、河道内の樹木の整理につきましては、流出抑制や災害時の被害軽減等に資するという観点から、継続してその推進を図るものということで、すべての案に組み合わせている形になっております。

次にいただいたご意見といたしまして、堤防強化を行うべきというふうなご意見もいただいておりますが、堤防強化につきましては、所要の安全性が確保されていないという区間につきましては、今現在の河川整備計画の中でも計画的に進めるということにしているところでございます。また、決壊しづらい堤防という観点におきましても、今後、開発を進めるというのは非常に重要なことだと考えているところでございますが、現時点では、まだ堤防は決壊する可能性があり、流下能力の確実な向上を見込むことは困難であるということから、適用性の観点から採用していないというところでございます。

次のご意見で、霞堤の導入というご意見いただいております。こちらにつきましては、過去の幹事会でご議論いただいた中で、概略評価において実現性の観点から棄却の方をさせていただいているところでございます。

また、次の河畔林や水田、これらもしっかりと評価すべきだというご意見いただいております。樹林帯につきましては、我々の方でも継続してその推進を図るべきものとして、すべての代替案に組み合わせていただいているというところでございますし、水田等の保全につきましても、治水対策案の比較検討に含めさせていただいております、抽出した代替案4案の中にも、水田等の保全というのは含んでいるところでございます。

また、次のご意見として、森林整備を進めるべきというご意見もいただいております。こちらにつきましても、継続してその推進を図るものとして、すべての代替案に組み合わせて検討させていただいているところでございます。

治水の最後にいただいている全目的の有機的総合的対応策、一例として、利水容量をカットする事前放流操作を容易ならしめるシステム及び組織づくり、このようなご提案の方をいただいております。こちらにつきましては、事前放流は、水位を下げきれず必要な洪水調節容量を確保できないという場合があるということで、治水面で川上ダムと同様の効果を発現するというのは困難と考えることから、適用性の観点から採用していないところでございます。

治水については以上でございます。

続きまして、利水についてご説明させていただきます。

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

ページ数は4ページでございます。新規利水についてというところです。ご意見の方は、利水容量の買い上げだとか、2つ目のポツは、他に対策案があるはずだとか、それから疑問点を書いていただいておりますので、このことに関しては、前半で書いているもので省略しますが、既に入っておりますというところと、一番最後のポツですが、導水管については、必要な水量が導水可能な管径を設定し、名張川と木津川の間で、既設道路などを利用して最短距離で結ぶルートを設定しておりますというご説明をさせていただいております。

さらには、次ですが、水系間導水だとか、それから、水の余剰が問題になっているので活用すべきというご意見いただいております。既に検討で入れておりますということと、最後の三重用水を活用すべきというご意見につきましては、関係利水者に改めて確認をさせていただくという記載をさせていただいております。

それから、ため池のところですが、容量が相当あるので精査して検討すべきである。ご指摘のとおりというところでございます。さらには、土地所有者の同意を得る、そういうことはなかなか無理ではないかというご意見でございますが、評価に当たってのご意見と受けとめさせていただいて、今後、そういう協力の見通し等について、できる限り明らかにしていきますとさせていただいております。

さらには、水源林、渇水調整の強化、節水対策等々でございます。これらにつきましては、効果を定量的に見込むということはなかなか難しいですが、いずれも大切な対策であることから、今後取り組んでいくべき対策として組み合わせの中に入れておりますという説明でございます。

それから、名張市の余剰水利権の譲渡により、 $0.19\text{m}^3/\text{s}$ 、伊賀市が保有していた守田水源の復活により $0.084\text{m}^3/\text{s}$ 、それから、川上ダムの運用開始後、予備水源とする予定の水源で $0.084\text{m}^3/\text{s}$ ということで、この3つを組み合わせで活用するというご提案をいただいております。

その右の方に回答を書いております、名張市さんからの水源につきましては、事前に確認をさせていただいております、「活用可能容量なし」という回答をいただいております。それから、2つ目の青蓮寺用水の幹線水路の活用につきましては、今後、管理者とも調整を進めながら、新規利水の対策案の1つとして追加して検討しますということとあります。さらには、伊賀市が木津川から取水している守田水源のところでございますが、これは、水需

要への対応のためにやむを得ず許可された水利権でございます、河川の流量が一定の流量以上においてのみ取水ができる、いわゆる豊水条項によりますが、そういう特例的な水利権であります。現在は、既に伊賀市さんにおいても廃止をされているということでございます。それから、予備水源のところですが、地下水等の予備水源のことですが、その次のポツで書いておりまして、取水実績が計画の6割程度ということで、なかなか維持するのも困難であるというような状況を書いてございまして、それらを踏まえて、対策案としては適用していませんという記載でございます。

それから、最後の代替案ですが、比奈知ダムに所要の利水容量を設けて、新規利水に有効な代替案と考えるということでございます。これは、立案の中にあつた対策案ですが、ご意見採用させていただいて、新規利水対策案の1つとして検討させていただきますという記載をしてございます。

5ページにいかせていただきます。ここからは、流水の正常な機能の維持の対策に考えられる評価でございます。一番最初のグループは、上野遊水地でもできるのではないかと、見込みがないだとか、これに賛成だというような、ご意見のところほとんどでございまして、既に案としては入ってございますということと、評価に関することにつきましては、今後できる限り明らかにしながら進めていきますということを書かせていただいております。

それから、森林整備だとか、維持流量の理解が少しできにくいだとか、そういうような趣旨のことを書かれております。県管理区間は整備計画が策定されていないのですが、管理者の三重県さんと調整を図った上で整備計画相当の目標流量を設定してございますということと、検討の結果の概要をここで改めて記載をしてございます。

それから、6ページは、複数の既設ダムの堆砂除去のための代替補給についてでございます。最初のたくさん書いてあるグループのところは、いろんな代替案、それから案に対する評価とか、少しこれは無理じゃないかとか、こういうことはできないなどいろいろ書いていただいておりますが、それぞれ案として入れてございますということと、今後、評価につきましては、先ほどと同じような形で評価軸の評価で行っていきますという記載でございます。

さらには、高山ダムの副ダムを活用して浚渫あるいは掘削をするという案を書いております。これも、入っておりますということで書いてございます。さらには、陸上掘削は非洪水期に実施するために、高山ダムにおける転用容量を活用して代替とすると

いう記載でございます。これは、ご意見踏まえまして、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の1つとして検討しますということで、追加して考えていきますという記載でございます。

さらには、布目ダムの副ダムがありますので、それのできるのではないかということに対しては、要するに、利水安全度を下げて現在実施をしているということと、期間が限定されてしまいますので、計画的に排砂ができないということで、不十分であるという説明をさせていただいております。

地下水につきましては、先ほどのご説明と同様ですので省略します。

それから、節水ですね。これも、今後取り組んでいくという対策として既に入れておりますということでございます。定量的に見込むことは困難ですという記載であります。

それから、少し省略しまして、次が7ページでございます。その他のご意見というところで、非常にたくさんのご意見をいただいておりますが、代替案の追加、こういう案をぜひ追加すべきという案以外のいわゆる評価に係るご意見等々が多いということで、まとめさせていただいております。できるだけ速やかにそういう評価を進めて、対応方針をとりまとめていきたいと考えておりますというような記載を入れさせていただいております。

続きで8ページでございますけども、一番上は、伊賀市の水量は現状で足りており、将来需要予測も現実的ではないというご意見でございます。これは、検証の中で伊賀市さんにも確認をさせていただきながら、需要に基づいて進めさせていただいておりますという回答をさせていただいております。

その下の岩倉峡の話だとか、治水の対策について井堰の改修をご提案だとか、諸々ソフト対策等々も書いていただいております。三重県さんの河道改修にもかかわるところでございますので、三重県のご意見も踏まえたような回答をさせていただいております。

それから、水が余っているというようなご指摘に基づいて、これも既に案として入れさせていただいております。それから自然破壊の話、特別天然記念物のオオサンショウウオ、こういうことの保全を図ってダム建設は中止すべきというようなご意見がございます。これも評価に係ることですので微妙ですが、いろいろこういう対策をしてございますという中身の説明は一応させていただいております。

それから、最後の方は、運営方法に対して、会議告知が少し遅いのではないのかとか、情報が少しわかりにくいので、もっと理解されやすいような情報公開すべきだというご指

摘いただいております。引き続き努力をしてみたいということ、記載させていただいております。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、ただいまの説明につきまして質問あるいはご意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

○伊賀市 水道部長

すいません。伊賀市の利水者としての水道部長の〇〇でございます。今、このパブリックコメントの内容お聞かせいただきましたけれども、このパブリックコメントの4ページの分類番号2でございますけれども、この分のポツの下から3つ目、4つ目、5つ目と、この3つ。名張市の余剰水利権の譲渡により0.19m³/s、この3つでございますけれども、これは冒頭にお話しいただいたように、現在、伊賀市でも独自の川上ダムに関する検討委員会、検証を現在行っているわけで、この中でも特にこの検討自体の考え方、青蓮寺用水幹線水路を活用する案ということで、新規利水対策の案の1つとして検討しますというふうに考え方を今、ご説明いただきました。できましたら、伊賀市としても今現在、検討をしている中では、この青蓮寺用水路の活用ということが大きく取り上げられて、検討をされているところでございますので、この点につきましては十分検討いただくようお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○近畿地方整備局 河川部長

はい、わかりました。その他、いかがでしょう。

○三重県 地域連携部長代理

先ほど伊賀市さんからもお話あったんですけども、検討委員会でやられているということで、私どもの方も、三重県としましても水資源の活用ということの中でのお話なんですけども、まず今、前提条件の名張市さんから活用可能容量なしというような、前提条件としての部分がひとつ答えとして出ているというようなことと、あと、他の管理者というか、この青蓮寺用水を活用するということ、そこら辺との関係調整とか、あと、多少老朽化が進んでいるようなこともありますので、その辺のこと、技術的なことを含めてきちっと確認をしながら、きちっと検討していただきたいなというふうに思いますのとともに、当然、今やられている伊賀市さんとの委員会との関係も含めて、答えの方を早急に出

していかないと、またまたこれで遅れていくというようなことでは非常に困ると思いますので、その辺のところにつきましてもよろしくお願ひしたいと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

はい、ありがとうございました。いかがですか。

○利水参画者等への意見聴取結果について

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、時間の関係もございますので、資料の方の説明を一通りさせていただくということで、次の資料－3と資料－4ですね。これについて説明をお願いします。

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

資料－3をご覧ください。新規利水と流水の正常な機能の維持と堆砂除去のための代替補給の参画者への意見聴取結果でございます。1ページ目をご覧ください。要領細目に基つきまして意見聴取を実施しましたということと、意見聴取先としましては、1の利水参画者、伊賀市（水道）。2番の対策案に関係する主な河川使用者ということで、これだけでした。それからさらには、対策案に関係する自治体ということで、これだけの自治体に対して意見聴取を行っております。

具体的な内容に入らせていただきます。2ページ以降でございますが、全部で9枚ございますが、1／9のところをご覧ください。「新規利水対策案に対するご意見」ということで、東海農政局さん。これは、容量買い上げのことについて、青蓮寺ダムの特定期間が利水容量を前提とした調整が図られるものであれば異存はないということでもあります。

三重県さんが、対策案の4のため池についてですが、県所有または管理しているため池は存在しない。所有者または管理者は市町や地元水利組合であるために、事業実施に当たり、合意形成がなされた後に事業が必要だと。また、対策案を実施するに当たっては、耐震化・老朽化対策に十分配慮すべき。それから、工事の際の課題としては、新規の築堤盛土の確保が困難、非常に難しいのではないかと。十分な調整が必要だというご意見です。

さらには、三重県企業庁さん。容量の買い上げに関してですが、要は発電能力の低下をご懸念されているということで、十分な調整をお願いしますということ。対策案の3の水系間導水に関してですが、発電の運用は、1日の中でも放流量が大きく変化しますということ。安定して継続的に取水するということは非常に難しいというご指摘。それから、三浦湾に放流されていて、運転開始から50年以上経過をされていて、これらの放流水を加味した新たな漁業環境が形成されているので、そういうデリケートな部分がありますというよ

うなことであります。さらには、対策案の7、9のダム再開発についてですが、メリットはあるけれども、設備の改修とかが出てきますということ。高さとか容量とかその辺が変わってくるので、具体化する場合には十分な調整をお願いしたいということです。

さらには、京都府さんの水道。容量の買い上げとかに関して、「水源取得に要する費用」が具体的に記載をされていないので、「コスト」の評価軸では当然その買い上げ価格を明らかにしていただきたい。あわせて、買い上げの時期だとか管理費の負担軽減額など、買い上げの条件を示していただきたい。それからもう一つの観点として、渇水調整方法に利水容量、「ダムの活用可能な利水容量」というのは渇水調整方法に大きく影響されることから、「渇水調整方法の見直し」の方向性を明らかにしてほしい。さらには、京都府の水道としましては、比奈知ダム、日吉ダムの「活用可能な利水容量」を回答しておりますけれども、あくまでも、買い上げに伴う水源費の負担軽減を目的としており、最終的には買い上げ条件に基づき水源費の負担実績等も考慮して、受水市町の意向も踏まえた上での判断をしていくということを書かれております。

それから、次のページ、3ページでございます。新規利水の続きでありますけれども、名張市の水道。ダム再開発と買い上げのところですが、導水路はφ600の管を埋設される予定だが、埋設物へなるべく影響が出ないような配慮をお願いしますということと、名張市の既得水利権は必ず確保していただきたい。

それから、次は伊賀市さんです。伊賀市さんにつきましては、先ほどご紹介にもありました、「検討の場」での検討を進めるに当たり、下記のとおり意見を提出しますということで、4ついただいております。1つ目には、「検討の場」で結論を早期に出すように進められたい。2番目が、パブリックコメントで新しく代替案が出された場合、現在検討中の案と同様に検討していただきたい。さらには、3つ目、代替案に対しては国の補助制度が適用されるか、また、利用者としてのランニングコストを含めて、どれだけの負担をしなくてはいけないかを知りたい。④、必要な水量を、現在取水している木津川の取水口から確実に取水ができるように配慮されたい。

それから、次は大阪市の水道ですが、「多用途ダム容量の買い上げ」のことにに関して、概算費用を教えられていないと。これ、同じようなご意見です。

枚方市さんは、特にないのご意見。

それから、尼崎市さんも21年3月に策定をされた「淀川水系河川整備計画」に記載をされている「渇水調整方法の見直しに関する提案」の具体的な内容をお示しく下さいという

ことであります。

それから、奈良市の水道。かさ上げに関しては、費用負担が、かさ上げをして、結果、こっちへ費用負担が転嫁されて負担増になるようなことは受け入れられないということだとか、工事による水位低下等により、現状のダムの運用ができなくなるような、そういうことを懸念されている。さらには、多用途ダム容量の買い上げにつきましては、ここに書いておりますけれども、もし、買い上げというようなことになった場合、本市に対して導水路建設などによる利水への影響が出ないように、また管理費の負担金の増加にならないようお願いをしますということであります。

次のページが4ページで、新規利水残りでございまして、山添村。かさ上げの案に対して、下流域として貯水量の増加に伴う出水時の放流量の増加だとか、それから耐震強度が懸念されるということで、同意しがたい。その他の案につきましても、非常に多くの経費が計上されているということで、計画どおり川上ダム建設継続に向けて進むのが妥当。

それから、大阪広域水道企業団につきましては、先ほどとかぶりますが、「渇水調整方法見直しに関する提案」を早期にしてくれというお話と、「水源取得に要する費用」を提示してほしいということ。具体的な条件をお示ししていただくとともに、買い上げに当たっては、各利水者と十分協議をいただきたいということです。さらには、長柄の暫定的な水利権については、別途協議をお願いしたいということ。

それから、阪神水道企業団。維持管理費の負担が増加にならないようお願いをしますということでございます。

新規利水は以上でございまして、5ページ以降は「流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見」ということでございますが、ほとんど同じような案が並んでいるということもあって、重複しております。このあたりは割愛をさせていただきます。他の案ではなかった、6ページをご覧ください。山添村さんは、対策案1、かさ上げですね。この案に対して、放流増加だとか耐震強度を懸念されているということですね。

さらには、重複してありますので、省略をさせていただきます。7ページ以降は既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案に対するご意見ですが、こちらの方も、ほとんどが重複をしております。8ページの下南山城。対策案2とか対策案7、8、9に対してご意見いただいております。かさ上げですが、住居移転だとか用地取得の困難が予想される。それから、当該資料による意見を述べることはできない。これはちょっと情報不足だということです。

さらには、9ページが一番下の関西電力さんが対策案2、これはかさ上げですけれども、高山発電所というのがある、何かを対策、かさ上げすることによって発電量の減少などが懸念されると。十分な検討をお願いしたいということ。さらに、対策案6、容量買い上げのところですが、これも高山の発電所があるので、そういう影響で減少するようなことがないように、対応を含めて検討してほしいということ。さらには対策案8、土砂バイパストンネルの対策案ですが、これも同じような趣旨で書かれています。

それから、10ページは、これは一応全般にわたるところということですが、守口市さんは、水源の取得に要する費用が不明だということ。それから、代替補給の対策案の維持管理の対策案につきましても、既得水利者に及ぶ可能性があるということでコメントしにくいですが、適切な運営ができるようにというようご意見。

それから、阪神水道さんは、いずれの案にしても水量・水質など取水に影響のないようにということ。それから、堤防かさ上げなどの取水施設の移設や、そういう付け替え工作物などの必要が生じた場合は、十分な協議をお願いしますということ。それから、ここはちょっとかぶりますので飛ばします。

関西電力さん、最後ですが、ちょっと長々と書かれていますけれども、要は、重要な電力なので影響が出るようなことのないように、そういう可能性があれば十分な検討をお願いしたいという趣旨で書かれています。

資料-3については以上でございます。

引き続き資料-4もやらせていただいてよろしいですか。利水参画者等への意見聴取における質問への回答ということでございまして、主立ったご質問について記載をしております。1ページが伊賀市さんからのご質問でございまして、新規利水代替案に対して国の補助制度が適用されるか、また、利水者としてのランニングコストを含めてどれだけ負担をしなければならないかを知りたいということでございます。左の上の方に書いてございます「抽出した利水対策案」、それから「貴市の負担」ということで、1番※印つけてございますけれども、利水対策案（川上ダム案を除く）については、概略評価における完成までに要する費用を記載。利水対策案ごとの維持管理に要する費用については検討中ということでございます。

表に戻りまして、〔川上ダム案〕としましては、水道事業としての負担金が約133億円から国の補助金を控除した66億円、半分ということになりますので2分の1ということで66億円の他、所要の利息を加えたものになりますという記載でございます。2番は※印つけて

ございまして、総事業費に占める水道事業者としての負担金は約133億円ということですが、完成までに要する残事業費のうち新規利水は66億円、ちょうど半分ぐらいですね。ということでございます。

〔対策案2〕でございます。多用途ダム容量の買い上げ、ここでは青蓮寺ダムですが、「施設整備費約100億」及び「水源取得に要する費用」の合計額になります。なお、「ダム事業の廃止又は縮小に伴う負担金」が必要になりますということで、ここもちょっと3、4、5と※印がついてございまして、3の方は関係者相互の調整などが必要になる。さらには、4の方は、水道事業の補助金制度につきましては当方で回答できる立場でございせんので、現状では、不明だということ。さらには、5番目が「川上ダム建設事業が廃止された場合の負担金（利息を含む）」または「川上ダム建設事業が縮小された場合の負担金（利息を含む）」ということでございます。

あと、3から4、7、9、11と各案がございしますが、施設整備費が各々異なるということ以外は、基本的に同じような構成になってございます。

以上でございます。

次のページ見ていただきまして、2ページをご覧ください。主なご質問の2つ目でございます。質問内容は、「ダムの活用可能な利水容量」の定量化は、渇水調整方法に大きく影響されることから、淀川水系河川整備計画に記載をされた「渇水調整方法の見直し」の方向性、具体的な内容を示していただきたいということで、京都府、尼崎市、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団からのご質問でございます。回答でございますけれども、川上ダムの検証に係る検討では、利水者への意見照会において回答のあった、活用可能な水量に基づき検討を行っており、定量化できない旨の回答があった利水者については、当該利水者の対象ダムにおける開発水利量が全量活用できると仮定して検討を行っております。これは、以前にご紹介のとおりであります。

上記のとおり、検証に係る検討は、渇水調整方法の見直しにかかわらず進めることとしていますが、渇水調整方法の見直しについても、利水者の意向を確認しつつ検討を鋭意進めていきたいという考えでございます。

次のページの3ページが、3つ目のご質問です。ご質問内容は、容量買い上げに当たっての「水源取得に要する費用」、これについて明らかにしてくれということ。あわせて、買い上げの時期だとか管理負担金の軽減額などの買い上げ条件も示していただきたいということで、以上の方からのご質問でございます。「水源取得に要する費用」につきまして

は、関係者相互の調整、交渉事ということもあって、まずは水源取得に要する費用を含めず比較検討を進める方向で考えてございます。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

資料－3、資料－4につきまして質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。今日は、出てきた意見の紹介ということでもあります。

3. その他

○川上ダムに関する検証・検討委員会の状況について（伊賀市）

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、先ほど伊賀市さんの方で、市の検討の状況で若干お話ありましたけど、何か補足していただくことはありますか。

○伊賀市 水道部長

先ほど、伊賀市の川上ダムに関する検証・検討委員会ということでお話をさせていただきました。具体的に、参考資料－2をご覧くださいますと、「川上ダムに関する検証・検討委員会について（伊賀市）」という資料でございます。これの2ページをご覧くださいますと要綱を定めておりまして、第4回のこの検討の場幹事会以降、本年の1月16日に定めております。そこで、第4条でございますけれども、委員ですけれども、9名以内ということになっておりまして、資料の5ページに9名の委員を添付してございますので、確認をいただきたいと思っております。

それで、この要綱では、目的につきましては第1条で掲げてるわけですがけれども、第3条の方で、委員会は、川上ダムの果たす役割、影響及び代替案等について、関係者より検討を行い、市長に上申するというように要綱を定めておりまして、この委員会は、1月16日に要綱を定め、3月末をもって終結するというふうになっておりまして、5回の委員会をやるということで決めていただいております。ただいま第1回、第2回が済んでおりまして、先ほど申しましたパブリックコメントの青蓮寺用水なり、そういったご意見も検討いただくということに考え方を示されているわけでございますけれども、まさに、この第2回の検討委員会では、そういった問題が大きく取り上げられて、検討委員さんの方で検討いただいているということでございますので、ひとつまた、その点につきましてもよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、4ページの方では、先ほど申しました第1回、第2回、第5回までのこのよう

な日程で進めるということになっております。現在の伊賀市の川上ダム検証・検討委員会の流れといたしますか、ご紹介をさせていただくということでよろしくお願いたします。

○近畿地方整備局 河川部長

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして、何かご質問ありますか。よろしいですか。

3. その他

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、次回の開催予定について事務局の方からお願いします。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

今後は、パブリックコメントや利水参画者等からいただいたご意見、また、本日の結果を踏まえまして、ひとつは評価軸ごとの評価、それと目的別相互評価と進みますので、今後の日程につきましては改めてご連絡させていただきます。

4. 閉会

○近畿地方整備局 河川部長

これで本日の議題すべて終了いたしました。何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の第5回検討の場幹事会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

[午前 11時47分 閉会]